

入 札 告 示

札幌市病院局告示第 20 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市病院局契約規程（平成 18 年病院局規程第 32 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 1 月 19 日

札幌市病院事業管理者

西川 秀司

記

1 担当部局

- (1) 契約担当
札幌市病院局経営管理室経営管理部経営企画課用度係
電話 011-726-2211（内線 2162）
- (2) 役務担当
札幌市病院局経営管理室経営管理部医事課事務係
電話 011-726-2211（内線 2182）

2 入札に付する事項

- (1) 業務名 臨床検査業務（主契約）
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 仕様書による
- (4) 履行場所 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 市立札幌病院
- (5) 入札方法

本役務専用の入札書により単価及び総価で行う。なお、入札比較は総価で行うこととし、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市病院局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「大分類：一般サービス業、中分類：医療業、保健衛生サービス業、小分類：検査業、取扱品目：臨床検査」に登録されている者であること。
- (6) 本役務を行う衛生検査所が、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 に基づき、その衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長）に登録されていること。
- (7) 本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合する管理体制を有していること。（契約時には事前に「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して提出すること。）

4 入札説明書を交付する機関及び場所

(1) 期間 この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時45分から17時15分まで

(2) 場所 上記1(1)に同じ

5 入札及び開札の日時等並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の提出方法 入札箱への投函、事前の持参又は送付（電送による提出は認めない。）

(2) 開札の日時及び場所

令和8年2月3日（火）9時45分

札幌市中央区北11条西13丁目 市立札幌病院 2階第2会議室

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1(1)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要、ただし、札幌市病院局契約規程第26条に該当した場合は免除する。

(3) 最低制限価格の設定及び低入札価格調査の適用 無

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市病院局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市病院局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行うため、入札執行者から指示のあった者は、指示のあった日の翌日から起算して3日以内（土曜、日曜、祝日を除く。）に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

(7) 詳細は入札説明書による。